

令和3年6月1日

お客様 各位

サツラク農業協同組合
代表理事組合長 長濱 秀人

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当組合の取り組みについて

札幌市においては、現在緊急事態宣言発令に伴い特別措置区域として一層の強い感染症拡大防止対策を講じているところですが、依然として感染者数は高止まりの状況にあり、それに伴う医療提供体制の逼迫状態が続いております。

こうした中、政府の対策本部会議において、6月1日から6月20日まで、北海道への「緊急事態宣言」が延長されることが決定し、これを受け、北海道の対策本部会議において、現在の対策を継続することが決定されたところです。

つきましては、札幌市から改めて感染拡大防止に向けた取組への協力要請がなされておりますので、当組合は引き続き下記の方針で感染拡大防止対策に取り組んでまいります。

お客様におかれましては、大変なご不便とご迷惑をおかけすることが多々あるかと思いますが、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 札幌市からの要請・協力依頼の内容

- ・ 時差出勤等をはじめ、テレワークや休暇の取得促進により、接触機会の低減について、一層の徹底を図る（目標：札幌市内において出勤者数の7割削減を目指す）。
- ・ 業種別ガイドラインを遵守する（特措法第24条第9項）。
- ・ 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。
- ・ 主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、午後8時以降、夜間消灯する。

2. 組合の業務体制

- ・ 勤務時間の短縮や分散、スプリット体制・シフト体制などを実施する場合があります。
- ・ 外勤活動は、緊急の場合を除き一時自粛させていただく場合があります。

- ・ 当組合を訪問した際は、会議室等に設置した応接コーナーにて対応させていただくことがあります。
- ・ 業務上の対応は、必要に応じ、各課よりご案内をいたします。

3. 対応方針の実施期間

- ・ 今後の政府等の新たな発表があるまでは、この方針で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、変更の場合にはホームページにてお知らせいたします。

以上